

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定委員会

第6回会議

日時 平成24年12月27日(木)14時～
会場 さいたま市役所 9階 教育委員会室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 指定地の現状と課題(第1から5回の会議の総括)
 - (2) 保存管理計画基本理念及び方針について
- 3 その他
 - (1) 草焼き実施について
 - (2) 今後の会議の進め方について
- 4 閉 会

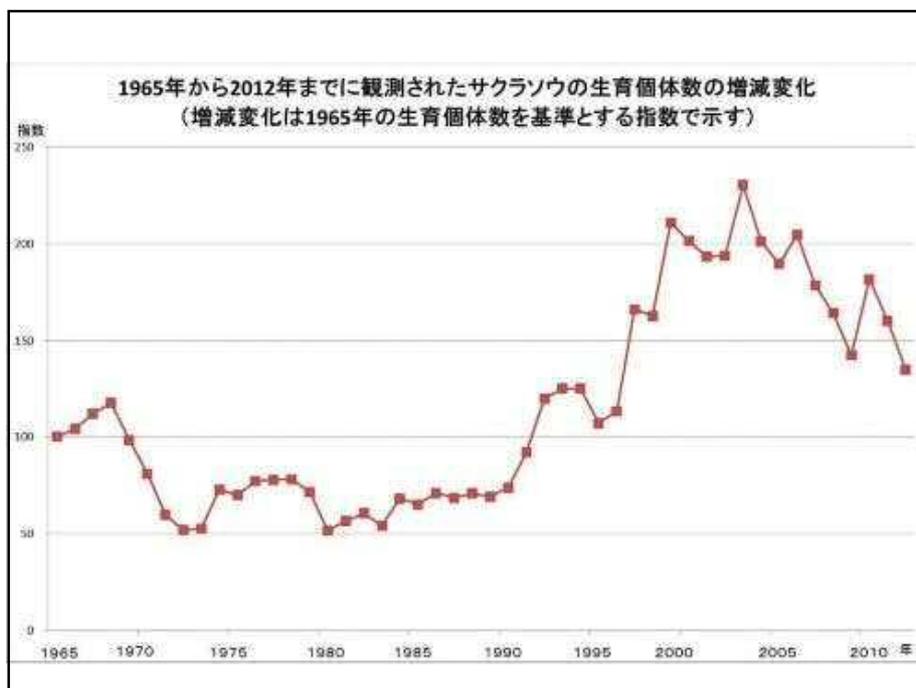
国指定特別天然記念物
「田島ヶ原サクラソウ自生地」
保存管理計画策定委員会
第6回会議

日時 平成24年12月27日(木)14時～
会場 さいたま市役所 9階
教育委員会室

第1回〔平成22年4月22日〕

- ◎「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定等について
- ◎「田島ヶ原サクラソウ自生地」の現状について

- (1) 自生地の問題を、正確に把握することが大事。
- (2) 科学的情報やデータの必要性。
- (3) 現状では、サクラソウの消失が予想される。
- (4) 指定地は、貴重な観光資源。

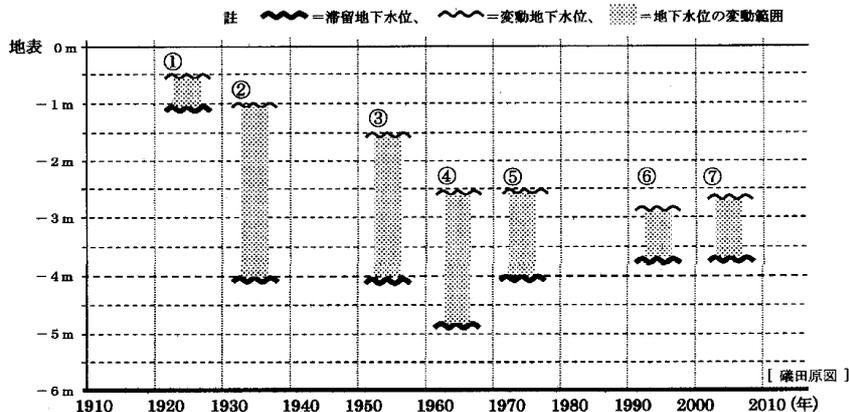


第2回〔平成22年10月22日〕

- ◎「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定のための工程について
- ◎「田島ヶ原サクラソウ自生地」の現状と課題について

- (1) 過去の対策の評価が必要。(草焼き、増殖実験、スプリンクラー等)
- (2) 湿地の維持が重要。自生地の乾燥化が進んでいることが問題。
- (3) 草焼きの効果について、重要性を認識。

(1) 特別天然記念物田島ヶ原サクラソウ自生地に於ける地下水位の変動

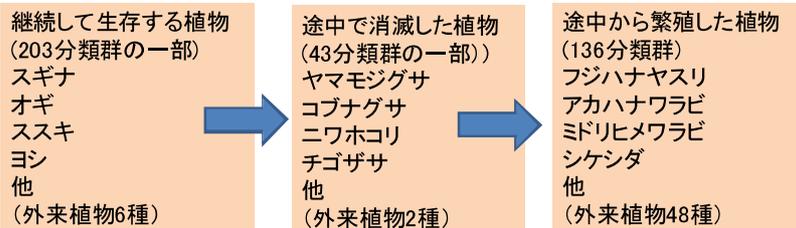


② 植物相の分類群構成が変化した内容

(註) 継続して生存と途中で消滅の(%)は、1963年~1967年に確認された分類群の数を100%とした割合、途中から繁殖の(%)は、2003年~2007年に確認された分類群の数を100%とした割合

【表2】

類別	継続して生存	途中で消滅	途中から繁殖
シダ植物	4 (100.0%)	0 (0.0%)	5 (55.6%)
単子葉植物	59 (80.8%)	14 (19.2%)	41 (41.0%)
離弁花植物	79 (85.9%)	13 (14.1%)	53 (40.2%)
合弁花植物	65 (80.2%)	16 (19.8%)	37 (36.3%)
合計	203 (82.5%)	43 (17.5%)	136 (40.7%)



第3回〔平成23年3月7日〕

◎桜草公園管理について

◎桜草公園内排水と自生地内及び周辺樹木について

- (1) 管理の一本化または担当課の連携が必要。
- (2) 公園担当所管の、サクラソウの保護や維持管理の方針の必要性。
- (3) 駐車場は自生地に隣接した場所ではなく、少し離れた場所を利用すべき。
- (4) 自生地に行く徒歩と車のアプローチを整備する。
- (5) 公園排水機能が自生地に与える影響。
- (6) アスファルト舗装により、地面に水が浸透しないため、舗装の撤去等が望ましい。
- (7) 乾燥化には雨水の利用しかない。
- (8) 自生地内及び周辺の樹木が自生地に影響を与える。
- (9) 鴨川の改修は今後行われませんが、そのことが自生地にどのような影響を及ぼすのか。
- (10) 実験圃場の活用。
- (11) 田島ヶ原サクラソウ自生地保護増殖検討委員会(平成12年度)の提言の見直し。

駐車場(アスファルト舗装)





第4回〔平成23年11月14日〕

◎荒川・鴨川の河川管理の現状と水利計画について

◎自生地内の立木管理、ホームページ等の広報、アンケート結果、草焼きについて

◎「田島ヶ原サクラソウ自生地」保存管理計画策定のための工程について

- (1) 洪水時の実際の水の流れと、計画時との違い。
- (2) 指定地内外の現在の植生の見直しや、樹木剪定等の管理方針が必要。
- (3) 指定された当時には自生地内にほとんど木がなかった。
- (4) 樹木の影響により、樹木周囲に日陰ができ、自生地の植生に影響を与えている。
- (5) 現在自生地周辺及び隣接の植栽は、自生地の保全と合っていない。
- (6) 樹木については景観の視点からも考える。
- (7) 全体として、樹木を減らしていくべき。
- (8) わかりやすくニーズに合ったホームページをどう充実させるが課題であり、広報量が足りない。
- (9) さくら草まつりのみならず、サクラソウは楽しめるということを広報していく必要がある。
- (10) アンケート結果から、サクラソウの根強い人気は何れ、県外からも来場しており、全国的な知名度を表している。
- (11) アンケート結果から、サクラソウはさいたま市の財産であることを再確認。



第一次指定地



- 第5回〔平成24年3月9日〕
- ◎今後の会議の進め方について
 - ◎「さくら草まつり」の内容と今後の展望
 - ◎「サクラソウWeeks2012」について
 - ◎「江川」でのサクラソウ保護について
 - ◎「指定地内の維持管理方法」の検討

- (1) 観光PRは、多くの部署で意識をして取り組む。
- (2) 実験圃場でのさくら草まつり開催。
- (3) 観光客がオーバーユースにならないようにする。
- (4) 若い人に関心を持ってもらうのが必要。
- (5) 乾燥化の対策を行う(池を作るなど)。
- (6) 自生地に隣接している植生や樹木について、策定委員会から意見を発信する。
- (7) 保存管理計画の下案(たたき台)が必要。
- (8) 維持管理の人為的行為について(人為的行為を行うか、可能な限り手を出さないか)。

さくら草まつり



実験圃場



国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」

資料 2

保存管理の基本理念

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」は、荒川河畔に広がる氾濫原に形成された湿性植物の貴重な群生地である。指定名称に冠されるサクラソウをはじめ、絶滅危惧種や希少植物が多数自生しており、多彩な湿地植物など地域の生物多様性を維持する上で重要な位置にある。同様のサクラソウ自生地は、かつて荒川流域の随所にみられ、サクラソウの栽培と花観賞の文化を生み出していたが、その後の鑑賞等の濫掘や開墾によって姿を消し、今日往時の姿を留めているのは、この「田島ヶ原サクラソウ自生地」がほぼ唯一のものである。

「田島ヶ原サクラソウ自生地」は「史蹟名勝天然記念物保存法」の下で大正9年に天然記念物に指定された。この時、指定に尽力した植物生態学者の三好 学は、サクラソウと自生地の価値を次のようにまとめている。

サクラソウは荒川の氾濫原を特徴づける種であると共に、品種改良や遺伝学的研究における重要な材料である。ここ田島ヶ原では、サクラソウ群落が他の植物群落と共存する原野一自生地を形成しており、これを保存することによって、植生全体を保存することができる。また、この自生地は、首都近郊に位置し、交通の便も良いことから、研究や鑑賞に好適な立地であり、名勝地としても意義がある。三好はさらに、田島ヶ原のサクラソウが自生する「原野」を保全するためには、周囲の影響を緩和する十分な面積を含めて保存する必要がある、としている。

ここには、「田島ヶ原サクラソウ自生地」の意義に関する主要な論点が網羅されている。まず第一は、保存すべき価値である。指定地には、自生するサクラソウはもちろんのこと、それと共存している植生全体を保存できる「自生地」としての価値がある。これが天然記念物としての本質的な価値であり、植生全体を保全することが天然記念物としての保存となるのである。このことは、数多くの植物が絶滅の危機に瀕している現在、指定地の保存によって、生物多様性や危機を迎えた種をも同時に保存できることをも意味している。

第二は、活用である。研究や鑑賞の便、さらに進んで名勝地としての意義が高く評価されている。指定地は凍結的に保存されるべきではなく、多くの人が訪れ、指定地から学び、あるいは指定地で憩い楽しむ場として活用される必要がある。そして、そのような場として定着することによって、サクラソウ自生地を守り伝える心や人を育むことに通じるのである。

第三は、保存と活用を進めるうえでの周辺との関わりである。指定地を十全に保存するには、保存すべき範囲に及ぼされる外界の影響を緩和する領域が必要であり、既に三好はそれを指定地の範囲内に内包させ、両者の一体的な保全を念頭においていた。ただ、その後の指定地周辺における環境変化は劇的であり、もはや指定地の範囲内のみでは、その価値の保全は困難となっている。指定地の中で完結した保存体制から、指定地の周辺を取り込み、一体的に保存管理、そして整備をはかる必要がある。

以上を踏まえ、国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」の保存管理計画においては、次の3点を基本理念とする。

- (1) 「田島ヶ原サクラソウ自生地」の本質的価値の保全と、未来への継承を第一とする。
- (2) 「田島ヶ原サクラソウ自生地」の文化財的価値を普及・啓発し、積極的に活用する。
- (3) 「田島ヶ原サクラソウ自生地」とその周辺の一体的な保全と活用を図る。

保存管理の基本方針

資料 3

基本理念を実現するために、次の4点を保存管理の上での基本方針とする。

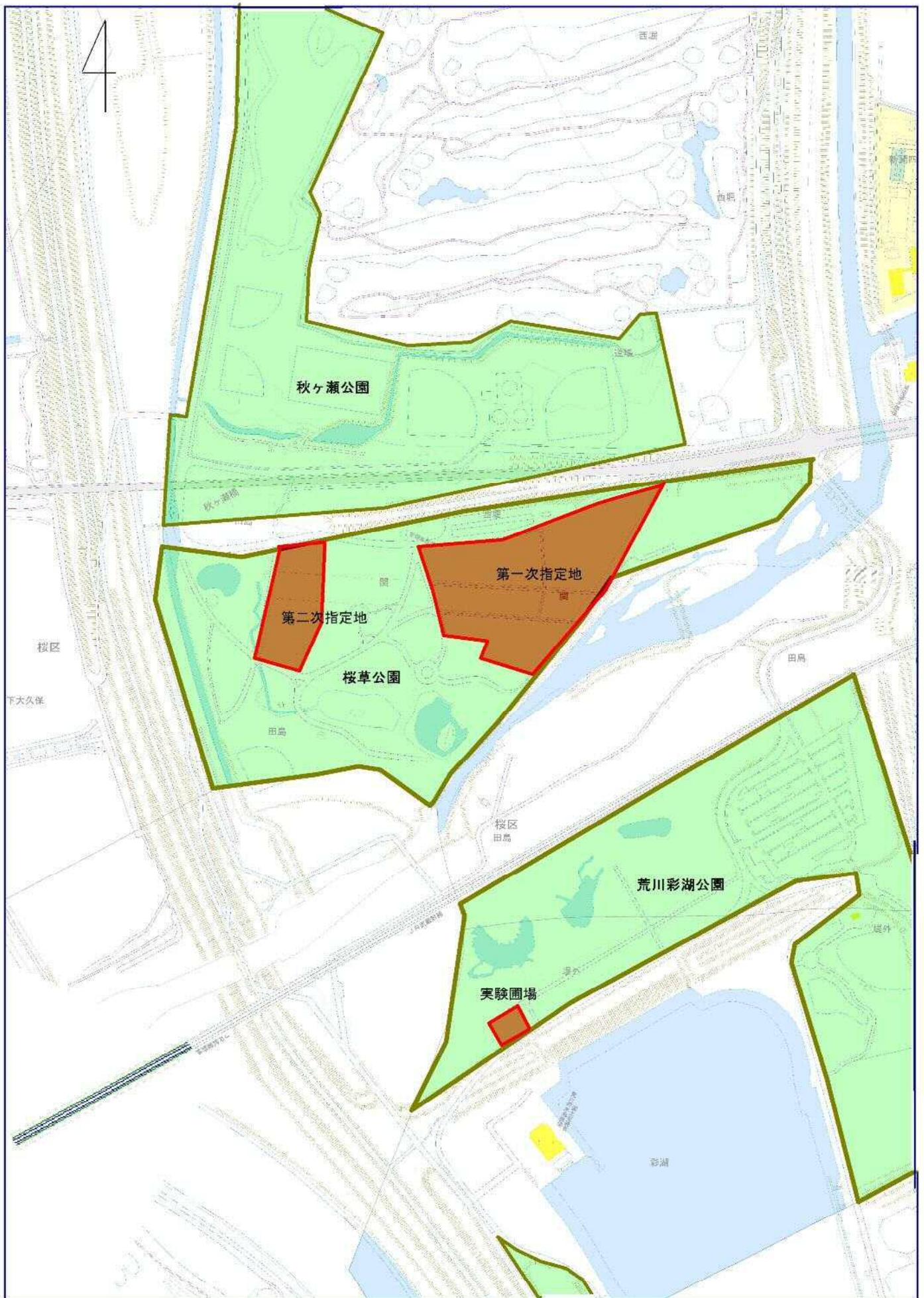
1 「田島ヶ原サクラソウ自生地」の指定の価値を損なわないよう、指定当時の植生を維持し、将来にわたり保存・継承していくことが最も重要である。そのために、指定地のモニタリング調査や観察を継続して行い、現状を正確に把握したうえで、重要植物種の保護、増殖、外来植物、侵入植物の駆除など、湿地としての自生地環境の維持に向けて適切な管理を行う。

2 「田島ヶ原サクラソウ自生地」はさいたま市が誇る特別天然記念物であり、貴重な自然資源でもある。自然・環境学習の場としてはもちろんのこと、憩いや自然とふれあいの場として、さらには観光資源として、自生地の保全と調和した活用を積極的に行う。また、都市化が進展する中、自生地の保全には、市民の理解と協働が不可欠である。指定地の豊かで貴重な植生についてはもちろんのこと、指定地の現状と課題などを積極的に情報発信し、市民の理解と協働の機運の醸成に努める。

3 指定地の保全と活用を推進するために、自生地の保全環境の確保を目指した整備を図る。その際、周辺環境の変化が指定地に及ぼす影響をかんがみ、指定地の周囲へのバッファゾーン（緩衝帯）の設定や、植栽樹種による自生地への被陰の解消、湿地、原野環境の確保等を具体的な課題として検討する。さらに自生地が都市公園機能や治水機能と重複した場に位置していることを踏まえ、自生地保全のためにそれらと連携・調和し、一体化した整備を図る。

4 より良い保存と活用に向けた整備を実効的、継続的に進めるために、専門家の指導・助言と周辺環境に関わる関係機関等との連絡調整が必要である。それらを継続的に実施するための場として、国、埼玉県、さいたま市の関係機関等による「田島ヶ原サクラソウ自生地保存管理協議会」（仮称）を設置する。

4



国指定特別天然記念物
「田島ケ原サクラソウ自生地」で
草焼きを実施します

日時：平成25年1月16日（水）（予定）

※荒天の場合は、翌日以降に順延します。

午前9時頃から午後4時頃まで

場所：桜草公園内「田島ケ原サクラソウ自生地」（埼玉県さいたま市桜区大字田島ほか）



▼サクラソウ



草焼きは、サクラソウの芽吹きを助け、生育のために必要な作業です。草焼きを実施することにより、満開のサクラソウを鑑賞することができますので、春の開花期（4月）には、是非自生地にお越しください。

「田島ケ原サクラソウ自生地」周辺のみなさまへ

炎や煙が発生しますが、火事ではありません。（消防署等の関係機関へは連絡済）また、風向きによっては、灰が降ることがありますが、草焼きの必要性をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」草焼き Q&A

● 実施場所はどこですか？

下記地図内の第一次指定地、第二次指定地で行います。

● なぜ草焼きを行うのですか？

オギやヨシを焼くことによって、その灰になった栄養分が、サクラソウの肥料になり、芽吹きを助けるからです。

● 野焼きは禁止されていないのですか？

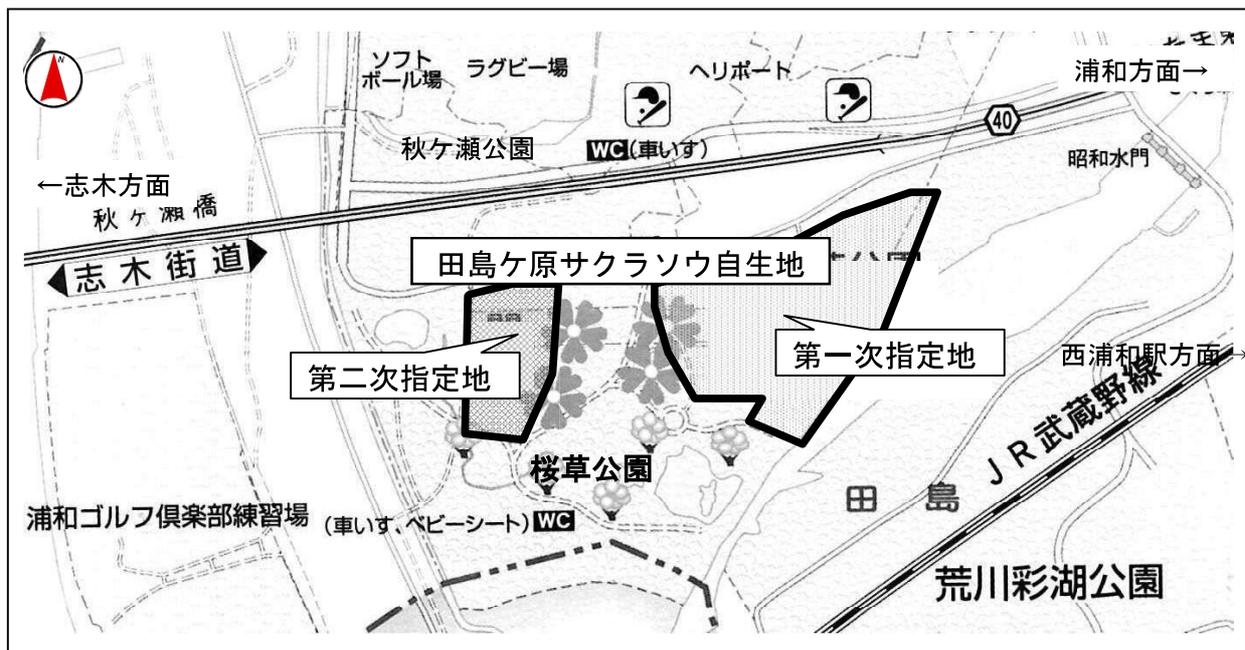
野外の「廃棄物」を焼却する「野焼き」は禁止されています。しかし、草焼きで燃やす自生地内のオギ・ヨシは、「廃棄物」ではないため、「廃棄物」を焼却する「野焼き」には該当しません。

● 草焼きの実施をどんなところに知らせているのですか？

文化庁、国土交通省荒川上流河川事務所、埼玉県教育委員会、市環境対策課、桜消防署、埼玉県警察本部生活環境第2課、浦和西警察署生活安全課、桜区内全自治会、南区内自治会の一部、朝霞市・戸田市・志木市関係各所等

● 灰や煙が飛んできますか？

当日の風向きによっては、庭やベランダ等へ降灰の可能性があります。ご迷惑をおかけしますが、草焼きの必要性をご理解くださるようお願い申し上げます。



問い合わせ先

◎ さいたまコールセンター

電話番号 048-835-3156 (受付時間 8時~21時 : 年中無休)

◎ さいたま市教育委員会 文化財保護課

電話番号 048-829-1723

(受付時間 8時30分~17時15分 : 土日祝日年末年始休み)